

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
第 51 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

日時 令和 5 年 3 月 27 日（月）10：01～10：53

場所 オンライン会議

1. 開会

○事務局

定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会大量導入小委員会第 51 回会合を開催いたします。

本日もオンラインでの開催とさせていただきます。何かトラブルやご不明な点などがございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までご連絡いただければと思います。

本日は、岩船委員がご欠席となっております。

本日、山内委員長から説明までの議事の進行を預かっておりますので、引き続き事務局からご説明をさせていただきます。

2. 説明・自由討議

（1）再エネ業務管理システムの不正閲覧議案について

○事務局

まず、資料の確認でございます。配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、また資料 1 といたしまして、「再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について」というものをご用意しております。

本日でございますが、資料に基づきまして事務局のほうから説明をさせていただきます、ご議論という形を想定しております。

それでは、資料 1 に基づきまして事務局から引き続き説明をさせていただきます。資料 1 のほうをご覧くださいと思います。

資料 1 でございます。「再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について」というものでございます。資料右下のスライド番号 1 ページ目をご覧くださいと思います。前回、大量小委のほうでも概要につきましてご説明をさせていただいておりますけれども、ここからの進捗などにつきまして本日ご報告させていただくとともにご議論をいただければと思っております。

前回ご説明させていただきましたとおり、一般送配電事業者に付与していた ID 等を利

用いたしまして、小売電気事業者が再エネ業務管理システムについて不正に閲覧をしていたといった事案が確認されてございます。こうしたものにつきまして、一般送配電事業者に対する報告徴収などを行ってきたところでございます。こうした取り組みに加えまして、3月6日、2つ目の黒丸に書いておりますけれども、みなし小売電気事業者の全社に対しまして、報告徴収をさらに実施しているということでございます。

また、これらの報告徴収を踏まえまして、本事案に係る「ID・パスワード管理の不徹底による情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点からの評価」という点につきまして、電力・ガス取引監視等委員会に対しまして意見聴取も実施しておるところでございます。下のほうに事実経緯というところを記しておりますので、直近の3月15日に電取委委員会への意見聴取を実施したところまで書かせていただいたところでございます。

スライド番号2ページ目でございます。前回の大量小委におきまして、各委員の皆さま方からご指摘をいただいた点というところをピックアップしたものでございます。今回の事案につきまして、1つ目の黒丸でございますけれども、不信感につながっているというところは事実であろうということで、本来はやってはいけないことをしっかりと反省した上で改善策を考えるべきだといったご指摘。

また2つ目の点ですけれども、小売事業者、一般送配電事業者が、目的外利用の禁止というルールに逸脱した行為を行ったことについては非常に遺憾だという点。

また3つ目ですけれども、業務上の必要性あるいは効率性、正当な目的のためにこうした情報共有が必要な場合があるということが判明したなら、利用目的を再整理・明確化をし、情報のアクセスの方法や管理のあり方について、よりよい方向になるように整理をしてほしいといったご指摘もいただいております。

また4つ目の点ですけれども、公正な競争への悪影響や個人情報の保護といった観点を踏まえつつ、適切な情報の利用のあり方を議論していくということは、システム全体でも理にかなうであろうというご指摘もいただいております。その他、送配電網協議会、電気事業者連合会からもコンプライアンスの徹底という話があったが、しっかりと進めていただきたいといった点。

また、最後のポツに書いてございますけれども、新電力の方々はFIT買取を行うに当たって、発電事業者1件ずつに対して確認をしてきたと。システムでの確認ができるのであればそのようなことはせずともよかったといったご指摘もいただいております。

続きまして3ページ目でございます。今回、報告徴収をなども含めまして報告されました事案の概要というところでございます。1つ目の黒丸に書いていますとおり、一般送配電事業者からID等が流出した経緯はおおむね3つに大別されと考えております。1つ目ですが、送配電事業者が小売担当者からの依頼などに応じまして、メール等で共用したパターンが1つ目。2つ目ですけれども、送配電事業者の担当だった方が、小売へ転籍等をされまして、移籍・転籍後にシステムのID等を利用・共用していたということ。3つ

目ですが、社内のシステム、イントラネットなどでのＩＤ・パスワードの共用をされていたパターンといったものになります。

また、２つ目の黒丸に書いていますけれども、みなし小売電気事業者においては、小売買取の交付金申請関係ですとか、あと再エネ事業者からの問い合わせ対応など、主に事務手続きなどの効率化といった観点からのシステムを閲覧していたということでございます。いずれの全社とも閲覧情報を組織的、または個人としても営業活動目的には利用していないといった回答をいただいております。これは報告徴収、罰則付きの回答になりますけど、ここにはそういうふうに記載があるということでございます。

下に電力会社ごとにＩＤ・パスワードを小売に共有した経緯、小売のシステム閲覧目的などを記しているところでございます。資料につきましては３ページ目、４ページ目と続いておりますので、ご確認を賜ればと思っております。

また５ページ目になりますが、今回、報告された事案の概要というところになります。閲覧された項目でございます。今回確認された再エネ業務管理システムからの主な閲覧項目というところでございます。大きく３つのカテゴリーに整理できるかと思っております。

１つ目ですが、認定計画に関する基本情報といたしまして、設備ＩＤ、事業者名、設置者名というところ、ここには代表者名などにつきましては個人情報に該当するというものでございます。その他、事業者住所、規定法人該当性などが記載されているものでございます。こういったものが一つのカテゴリーでございます。このうち、幾つかの情報は既にシステム上からも公表されている情報もございますけれども、認定計画に関する基本情報というのは１つ目のカテゴリーかと思っております。

もう一つは発電事業の内容に関する情報ということでございますが、実際に運転開始に至った年月日、調達価格、また調達期間満了年月日、接続契約の締結日、執行に関する情報といったことなどが発電事業に関する内容として整備できるかと思っております。

また３つ目のカテゴリーですけれども、再エネ発電設備に関する情報といたしまして、電源種別、設備容量やパネル容量、パネルのメーカーが型式、配線区分、そして設備の設置形態といたしまして、屋根置き設置などがどうかといったことなどの情報でございます。

続きまして、資料の６ページ目でございます。電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取というものでございます。３月１５日に行ったものでございますけれども、その回答をいただいておりますので、そこについてご報告をさせていただきます。

２つ目の黒丸に書いてございますとおり、全ての一般送配電事業者及びグループ内の小売電気事業者の「再エネ業務管理システムに係るＩＤ・パスワード管理の不徹底による業務運営について、情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点から不適切であった」ということ、そして、「以下の対応をとることが望ましい」といった回答でございました。これはいずれも公表されている内容でございます。

１つ目の１ポツですが、一般送配電事業者に対しまして、その社員等が特定関係事業者

の社員等に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報を漏洩しないよう、行為規範の策定や社員教育など有効な対策を講じるよう求めること。

2つ目、一般送配電事業者に対して、パスワードの定期的な変更など、適切なパスワード管理の徹底を求めること。

3つ目、これは経済産業省が管理しているシステムでございますが、再エネ業務管理システムに関し、一般送配電事業者に対するID・パスワードの付与方法の見直しを検討すること。

4つ目、みなし小売電気事業者に対して、一般送配電事業者に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育などを施すとともに、定期的な社内監査を求めていくこと、といった内容になってございます。

続きまして資料7ページ目でございます。本日、大量小委の皆さま方にご議論いただきたい事項を簡単に整理したものでございます。

1つ目ですが、一般送配電事業者には、既に何回か出てございますが、再エネ特措法上、情報の目的外利用の禁止が規定されている中で、中立性確保のため厳格な情報管理が求められることでございます。また、こうした規律を前提に、みなし小売電気事業者においても、公正な競争の確保の観点から必要な行動が求められることでございます。

2つ目のポツですが、こうした中で、今回の事案ですけれども、適正な情報管理のあり方および適正な競争関係の確保の観点から、先ほども電取委員会からの回答にもあったとおり、不適切であるということに加えて、電気事業の中立性や信頼性に疑念を抱かせるものだというところでございまして、再発防止を含め厳格な対応が求められるというふうに考えております。

加えて、本件は経済産業省が保有するシステム、再エネ業務管理システムに関する情報の取り扱いについての事案ということでございますので、ID等の付与の方法の見直しを含めまして、経済産業省が管理するシステム運用の改善を行うことが不可欠だというふうに考えてございます。

本日は、本事案への対応案といたしまして、こうした視点からのご議論をお願いできればと考えてございます。

なお、全体論といたしまして、大手電力におけます新電力の顧客情報管理不備・利用問題につきましては、別途、電力・ガス基本政策小委員会ですとか、電取委の委員会におきまして行われている議論にも十分に留意する必要がございます。

以下、各それぞれの論点という形になります。8ページ目をご覧くださいと思います。まず、一般送配電事業者における対応というところでございます。繰り返しになってしまいますけれども、各一般送配電事業者からの報告におきましては、組織といたしまして意図的にみなし小売電気事業者に対する情報を提供したといった事実は確認されておりません。一方で、社員等からの情報漏洩に対しまして、有効な措置を取らない場合には、

一般送配電事業者としての中立性の観点からも不適切であり、各社におきまして情報管理を徹底するなど、適正な防止装置を講じる必要がございます。

2つ目に黒丸に書いてございますけれども、一般送配電事業者として、情報の管理の徹底を行うに際しましては、1つ目、組織としての情報管理のあり方、2つ目、情報の取り扱いに関する社員の意識、行動変革のあり方、3番目、定期的な社内監査の実施などの面から改善が必要だと考えます。具体的な下記のような課題の解消が必要というふうに考えております。

1つ目でございますけれども、組織としての情報管理のあり方に際しましては、留意すべき課題といたしまして3つ掲げてございますけれども、今回の事案におきまして、送配電の各社におきまして、まずID等を閲覧できる業務に携わる社員以外の方もアクセスできたなど、こうした限定がされていなかったということ。また、定期的なパスワードの変更がされていなかったということもございます。3つ目の点ですが、情報セキュリティ管理体制やマニュアルの形骸化といったところも確認されてございます。

2つ目、情報の取り扱いに関する社員の意識のあり方という観点ですが、今回の経済産業省の管理しておりますシステムでございますが、一般送配電事業者向けの限定でのID等の付与になってございますけれども、その限定というところについてのID等の利用が許可されているということについての認識の欠如といったところも確認されております。また、業務に際して知り得た個人情報、先ほどのシステムの中の情報におきましては、個人情報も含まれてございますけれども、こうした個人情報等を取り扱っているといった認識も欠如しているということでございます。

3つ目、定期的な定期監査の実施ということでございます。

次のスライド、9ページ目になりますが、みなし小売電気事業者におけます対応というところでございます。各みなし小売電気事業者からの報告におきましては、再エネ業務管理システムの不正閲覧した情報を、組織または個人としても、営業活動に使用したという事実は確認されておりましたが、不正閲覧をした情報の活用による業務の効率性の観点におきまして、小売電気事業者間の適正な競争関係の確保という観点から不適切だというふうに、これは電取委の回答からもあったとおりでございますが、不適切であるというふうに考えられます。

2つ目の黒丸ですけれども、今回の事案におきまして、主に一般送配電事業者の担当者に対する情報提供の働き掛けを行ってID等を入手しているといったことが確認されております。1つ目ですけれども、社員のこうした行為を禁止するための社員の行為規範の策定や社員教育等を促すということ。また2つ目ですけれども、今回、実際には小売買取の業務というところのフローがあるわけですが、こうしたことにとどまらず、業務フローの中でそれぞれの外部のシステムなどを活用する際の、業務上使用する外部システムの活用の際しての情報管理の体制というところの整備ということ。また、3つ目ですけれども、定期的な社内監査の実施などの面からの改善が必要ではないかということでござ

います。

先ほどと同じように下に少し掲げておりますけれども、1つ目の丸、社員の行為規範の策定と社員教育等に対する徹底というところでございます。そもそも再エネ特措法で目的外利用が禁止されているといったことを知らないといったことでありますとか、先ほどと同じようですけれども、個人情報などを含めまして、システム内の非公開情報を閲覧することの不適切だというところ、業務上必要なもので、効率性があるので、不適切だというふうに考えておられないような認識もあったということでございます。2つ目のポツですけれども、情報セキュリティ管理体制やマニュアルの形骸化といったところも確認されているというところでございます。

先ほども申したとおり、2つ目ですけれども、外部システムを運用する際の情報の取り扱いというところで、事業者さんによっては、業務の中で自分の自社のシステム以外の外部のシステムを活用するという時には、上長の確認を取るとか、そういったポリシーを策定しているところもありましたが、実際にそういったものが形骸化してしまった、もしくはそうしたルールが存在しないといったことも確認されておりますので、こうした外部システムの活用可否を含めた情報管理体制といったところの整備も必要になってくると考えております。

また、3つ目は定期的な社内監査の実施というところでございます。

10 ページ目になります。最後のスライドになりますけれども、再エネの業務管理システムの運用のあり方というところで、これは経済産業省が管理しているシステムに関するところの論点でございます。再エネ特措法に基づきまして、一般送配電事業者には、情報の目的外利用の禁止というものが規定されている中ではありますけれども、これまでの再エネ業務管理システムの運用におきましては、各一般送配電事業者に対しまして、1つのIDを付与した上で、その管理のあり方については、一般送配電事業者各社の情報管理体制の下での運用に委ねていたというのが実態でございます。

こうした中で再発防止に当たりましては、各一般送配電事業者における、先ほどあったような対策をしっかりと講じていくということの他、当然ですけれども、再エネ業務管理システムの運用自体をしっかりと見直していくということ、また、ID等の使い回しの禁止ということですか、情報の目的外利用の防止を徹底されるような、そういう見直しが必要だというふうに考えてございます。

今回の事案が確認されました2月6日以降は、全ての一般送配電事業者向けのアカウントの利用を直ちに停止して、現時点では、その日ごとのアカウントの付与という形の緊急避難的な対応を行っているというところでございます。こうした中で、持続可能性のある形でシステム運用をしっかりと見直していくということの観点からは、下記に掲げているような課題の解消が必要ではないかと考えているところでございます。

1つ目ですが、先ほど少し言及いたしました、一般送配電事業者ごとに1つのIDの付与になってしまっていたということ。2つ目、パスワード変更方法やシステムの利用者

が、各社の情報管理体制や業務実施体制の下に委ねられてしまっていたということ。3番目、再エネ業務管理システムへのアクセス状況などにつきまして監査が行われていなかったことなどでございます。

システム関係ということでございますので、システム関係の専門家等による外部有識者検討会を新たに開催いたしまして、本日の大量小委のご議論を踏まえながら、システムの運用の議論・見直しにつきまして、しっかり行った上で、適切なフォローアップも行っていければと考えているところです。

事務局からは以上でございます。事後の進行につきまして、山内委員長からお願いしたいと思います。山内委員長、お願いいたします。

○山内委員長

大変失礼いたしました。山内でございます。それでは、これから議論に入りたいと思います。今日は時間が限られておりますので、議論についてはできるだけ効率的にお願いしたいというふうに思っております。

発言内容の要点を絞っていただければありがたいかなというふうに思います。それから、発言ご希望についてはチャットボックスでお知らせいただければというふうに思います。それでは、ご発言ご希望の方、チャットボックスのほうでお知らせいただきたいと思うんですが、どなたかいらっしゃいますか。

これは電取委のほうでもいろいろ調べていただいて、それから、基本政策小委のほうでもいろいろ議論するということになっておりますが、いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

五十嵐委員、どうぞご発言ください。

○五十嵐委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○五十嵐委員

ありがとうございます。今回、前回の報告に引き続きまして、報告徴収であるとか、電取委からの意見であるとか、経過をご報告いただきまして、ありがとうございます。進め方につきましては、基本的には脇を締めて対応するという観点から、まずは再発防止に向けて厳格に多方面から対応していくというご趣旨というふうに理解しております。

資料の2ページでございますが、2ページ目のところに、前回いただいたご意見ということで、箇条書きで挙げていただいておりますけれども、当面は脇を締めて対応することによって全く異存はございませんけれども、この3点目、4点目、「適切な情報の利用のあり方を議論」でありますとか、より効率的な使い方、活用の仕方といった観点も中長期的には非常に重要というふうに考えておりますので、このあたりも適切なタイミングで検討を進めていただければというふうに思っております。

あともう一点、10 ページ目の資料でございます。検討の視点③再エネ業務管理システム運用のあり方というところで、箇条書きの3 ポツ目に、2 月 6 日以降は、全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止して、先ほど口頭のご説明によりますと、単発でその日ごとにアカウントを付与しているという暫定的な対応としてっていると伺いました。

システムの対応でございますので、一定の時間がかかる必要があるというのは当然でしょうし、箇条書きの末尾にもございますとおり、有識者検討会も開催していくということですので、ある程度の時間は必要なのだと思うのですが、今の段階でこの暫定的な対応を続けていくことで、何らかの問題はないのかということが気になっております。今後のスケジュールも含めて可能な範囲で教えていただければ幸いです。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。この情報アクセスの中立性は徹底すべきであるということについての事務局のご提案はまさに賛成であります。徹底するという意味で言うと、平常時も、あるいは災害時も関係なく、まずは中立にみなし小売も新電力も対等に扱われるということがまず出発地点としてあるべきなのかなと。その地点をまずしっかり確認する必要があると思います。

そうした中で、新電力も含めて、こうした情報アクセスに関する体制面をしっかり求めていくということが私は重要じゃないかなと思いますので、そういった意味での情報アクセスのあり方というものをもう一回再確認するということが重要なのではないかと思います。

システム運用に関しては、いただいた方向性で結構かと思っています。以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは長山委員、どうぞ。

○長山委員

ありがとうございます。2 点ありまして。8 ページのところ、システムが形骸化しているところなんですけれども、京都大学でも研究不正があつてから、例えばカラ出張防止のために、例えばアポイントメールは全部大学に転送しないとイケないとか、研究倫理と経費の使い方に関してビデオを見て、テストを受けて全問正解しないと研究費が受けられないとか、あと部局長が怒られるとか、あと強制力を持つことが結構抑止力になっていまして。そういったような強制的なところもある程度考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

あともう一点が、3 ページの上のほうで転籍というところがありまして、あと人事の交流の問題もバックグラウンド的なところにはあつて、一緒に同期で採用されて、同じ人がある時は A という顔をして、数年後に B という顔をするというところに問題があるのでは

ないかと思ひまして。

人事交流の点とか、あと社員食堂が同じだと話す機会があるとか、そういった物理的なところも、実態は分からないですけれども、ある程度今後考慮する必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。前回、他の委員と意見重複だったので、発言しませんでしたけれども、2回目、今回もう一回ご提示なので念のため発言しておきたいと思いますが。

この事案、あまり悪意はなかったのかもしれませんが、そうは言うものの、非常に不適切で、言葉は悪いですけど、けしからんという感じはしますので、今回ご提示いただいた方向性に違和感はないので、しっかり進めていただく必要があるかなというふうに思っています。

その上で、五十嵐委員もおっしゃったと思うんですけれども、今回も交付金の申請エラーの解消とか、そういうことがいろいろ理由として書かれておりまして、このあたりは、これはみんな、新電力も含めてということなんですけれども、こういうのでコストが間接的にかかってくるというのは、全体のシステムのコストを引き上げて、料金を上げるようになりかねないので、もしそういうところを解消できることがあるのであれば、しっかり検討をしていていただきたいというふうに思うところでございます。

あと、今回みなし小売の部分について、いろいろ、一送だけではなくて記載いただいていますけれども、例えばですけど、一送の人で仲のいいような人が新電力にいて、そこに情報を流して見返りをもらうということもないわけではないというふうに思いますので、そういう面では、みなし小売だけではなくて、要はシステムとしてそういう不適切なことが起こらないように、全体を見た形での対応を進めていくということが必要かと思ひますので。

ぜひシステム対応等について、別に検討会をつくって検討いただくということでございますので、そういう不正が起こらないようにしっかり対応をし、このような事案が、間接的に対応しても別の形でまた出てくる可能性もあると思ひますので、そういうことが起こらないように、幅広くそういうリスクの芽を摘むということが必要かと思ひますので、しっかり検討を進めていただければというふうに思ひます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は江崎委員ですね。どうぞご発言ください。

○江崎委員

ありがとうございます。基本的にはこの方法で進めるということに賛成でございます。ただ、この似たようなシステムというのは、この案件に限ったものではなく、政府の中には多く存在しているということがあるかと思ひます。これは、デジタル庁の防止からすれ

ば、実質上こういうことが起こっているということを鑑み、この今回の対応がある意味、模範として、他のシステムでもまねできるような意味、それは対策ということと、もう一つは皆さんがおっしゃっている、今のシステムでのオーバーヘッドの部分というのを改善するという、ある本質的なデジタル化というところも、今回の中でしっかり出していくというのが非常に、この今回のことをプラスにするという方向で、ぜひ目指していただきたい方向かと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

発言します。まず、事務局の整理はもっともだと思いますので、このとおりに進めていただければと思います。

次に、今回の事案ですが、小売の情報の漏洩に比べても、さらに深刻という面もあると思います。小売の情報の漏洩という時には、例えばマスキングがうまくできていなかったとかというようなことであれば、それに関してはミスということだと思うのですが、今回の件は、ある意味で意図的にネットワーク部門の社員がIDを渡しているということ、あるいは小売の情報の漏洩の時に限定的にやりましたが、元ネットワーク部門の社員が、自由化部門に異動後にその情報を使ったというような例が、他の会社、一社だけではなく、広範に行われていたということからすると、相当に深刻な事態だとも言えると思います。

一方で、8ページ目のところで書かれているとおり、送配電限定で許可されているという認識が欠如していたというのが、確かにあり得る。小売の情報の場合には、そのような情報を見てはいけないということを知らなかった社員が仮にいたとしても、それはそんな情報をアクセスできたらずいことを知らないことは、電気事業で飯を食っているプロとして失格ではないかと考えられるぐらいに、知らなかったということはひどい状況、ひどい言い訳だと思う。

今回の事案に関しては、この程度の情報は、アクセスしてもよいと誤認していたということはあり得なくはない。その意味では、小売の情報漏洩と一緒にしてはいけない面もあると思います。いずれにせよ、より深刻だという面もあることは十分認識して、事業者のほうも、もう一度対応をよくよく考えていただきたい。

次に、既に秋元委員もご指摘になっていますが、イコールフットリングはとても重要なことではあるけれど、全ての事業者のコストを増やす格好でイコールフットリングを実現するのか、あるいは全ての事業者が必要な範囲で必要な情報に効率的にアクセスできるようにする格好でイコールフットリングを維持するのかは、どちらの選択肢もあり得ると思

います。

後者の選択肢が合理的な範囲で、できるだけ早くそちらの方向に進むことによって、このような不正を起こすインセンティブがそもそもなくなる状況になることを期待しています。

最後に、長山委員がご指摘になったとおりですが、人事交流に関連して情報漏洩が起こったことを重く受け止めるべきだと思います。安直な人事交流によって、このようなことが起こっている。他の新電力なら、もともと送配電部門にいた人の知見や人脈を使うためには、転職するという大きなハードルを超えなければいけないのに対して、グループ企業内の人事異動という格好で、安直にそのようなことができる。それは理由があって許される制度設計になっているわけですが、そのことを悪用して、安直な人事異動になっていないかは、もう一度よくよく、その旧一般電気事業者の方々は考えていただきたい。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は小野委員、どうぞご発言ください。

○小野委員

ありがとうございます。本日の事務局が提出いただいた対応案について違和感はありません。一般送配電事業者とみなし小売電気事業者におかれては、まずは需要家、それから国民からの信頼回復に向けて、監視等委、事務局の提案のとおり、組織内のコンプライアンス徹底、再発防止に総力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、経済産業省が運営する再エネ業務管理システムのあり方についても、情報の目的外利用の防止、健全な競争を促進する観点から、この機会に再エネ事業者の情報をどの範囲でどのような形で事業者に共有することが適切か、今後のシステム改善に当たって、しっかり見直すことが重要と考えます。

その上で、複数の委員からもありましたが、FIT制度の下で再エネ事業が広く国民の負担によって支えられている観点から、調査研究目的における利用可能性なども踏まえて、再エネ事業者の情報を公開の形で利用可能とすることが望ましい範囲について、今後、本小委員会でも検討してもよいのではないかと思います。

必要な範囲での情報公開は、無駄なコストの排除や、新電力とみなし小売電気事業者との健全で公正な競争と、それを通じた電気料金の低下といった社会全体の利益につながると考えます。当然のことながら、公開の範囲について議論を行う際には、個人情報や企業秘密の保護には十分留意することが必要であると思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは次、荻本委員、どうぞご発言ください。

○荻本委員

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○荻本委員

今回の事務局の案、全面的に賛成であります。公正中立な扱いを確保するということは絶対に必要だということだと思います。

その上で、多くの委員が言っているように、または過日私の意見でも述べさせていただいたように、日本がいろいろ遅れている、効率的でかつ信頼性の高い情報利用ができていないということで、管理、教育、監査システムというのはグレードアップしないといけないということだろうと思います。ですけれども、本事案の直接の分野、または電気・ガス事業に関連するいろいろなシステムを改善するチャンスとできないかということが頭に浮かぶことであります。

本システムに関して言えば、例えばIDの種別、権限によって見える情報が変わるということで、多面的な利用ができるということもありますし、同時にそういうシステムを運用するということで、そのシステムの趣旨であるとか、ルールの認識の徹底にも有効だと思います。管理ということをやると、どんどん狭くなって、がちがちになって、使い道が狭まるということが起こり得るということです。そうならないように、われわれの必要な業務が能率的に行えるような改善を施すチャンスということになればと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は高村委員、どうぞご発言ください。

○高村委員

ありがとうございます。当面の対応については、事務局のご提案について異論はございません。何人かの委員、特に直近ですと小野委員がご指摘になった点と同じ趣旨であります。小売買取に伴う業務は、当然この制度上これからもしばらく続くわけで、本日ご提案いただいているように、アクセス権限などの厳正な管理ですとか、意識改革といったような点は大前提とした上で、小売買取に伴う業務上必要な情報にはしっかりアクセスができ、かつ公正な競争をゆがめないというようなシステムの構築・運用ができるかどうかという点について、しっかり議論をする必要があるのではないかと思います。

個人情報の保護など、一定の理由がある場合を除き、基本的には情報公開、開示ができるものについては公開、開示をしていくという点、そして、そうでない場合でも、アクセスできる情報の項目と者を限定した形でも、この小売買取に伴う業務上必要な情報にしっかりアクセスができる可能性がないのかという、こうした次のと言いましょ、今後のシステムのあり方の検討、それから先ほど言いました、情報の開示、公開について検討する必要があるのではないかと思います。

本日スライドの10で、システム関係の専門家等による外部有識者の検討会が立ち上がるということですが、システムの構築・運用の観点からも検討いただきたいと、余地があれば、この場で検討いただきたいと思いますし、全体としての情報公開・開示のあり

方も含めて、今後の課題としてお願いをしたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。既に他の委員の先生方がおっしゃっているところと重なりますけれども、一言申し上げます。

前回、2ページ目の3点目のところに書いていただいている意見、私の申し上げたところだと思いますが、今もご意見が出てるように、業務の効率性のためにも、よりよい方向性になるようにできないかというお話を申し上げました。今回、事務局のご整理を拝見して、これもいろいろご指摘があるところですが、安易な情報の流用の観点でも、あと公正な競争の確保の観点でも、前回考えていた以上に深刻な問題だということを認識いたしました。

ですので、事務局案のとおり、まずはしっかり脇を固める対応となるように進めていただく、これが非常に重要だと思いますので、事務局案に賛成でございます。ぜひしっかり進めていただきたいと思います。

また、一方で、効率性の観点での見直し、これも重要だと思いますが、まずは再発防止のところをしっかりとやっていただいて、意識改革をしていただくというところも必要だと思いますので、そのあたりが軽視されないように、状況の深刻さを理解していただいた上で、次のステップに行けるように進めていただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。その他、圓尾委員が今手を挙げられました。圓尾委員、どうぞご発言ください。

○圓尾委員

圓尾です。事務局の提案に異存ありませんし、皆さんがおっしゃったことも全てごもっともだと思います。その上で、必要な情報に、競争環境を対等にするを前提とした上で、事業者がアクセスできるシステムをつくっていくことは大事だと思うのですが、一方で、これに時間がかかる場合は、まずは今の現行のシステムの中で、駄目なものは駄目と、きちっとルールを守る体制を取ることも大事だと思います。ですから、状況によっては2段階に分けて、まずは今のシステムにおいて、ルールを守って平等な競争環境をつくり、その後は、またそのシステムを改築して、必要な情報が平等に閲覧できるような形をつくっていく、そういう時間軸を考えた対応が必要かなと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。その他委員の方のご発言ご希望はありますか。

それでは、また後ほどでも結構です。取りあえずオブザーバーの方の発言に移りたいと思います。まずは電気事業連合会の早田オブザーバー、お願いいたします。

○早田オブザーバー

電事連の早田でございます。私どもみなし小売電気事業者が一般送配電事業者に付与されましたID等を利用してシステムを不正に閲覧した本事案につきまして、改めて深くおわび申し上げます。みなし小売電気事業者各社におきましては、再発防止に向けた取り組みを鋭意進めているところでございまして、さらに弊会、電気事業連合会におきましても、本事案を含めた今般の不正事案への対策といたしまして、本日の資料の11ページでもご提示いただいておりますとおり、各社の取り組みの実効性、中立性を高めるため、外部専門家を含むメンバーで構成されましたコンプライアンス推進本部を新たに3月11日付で設置いたしました。

今後、同本部におきまして、外部の知見を最大限活用しながら、各社の取り組みの横断的なチェック及びフィードバックを行うとともに、ベストプラクティスの共有など、横串を刺すことによりまして、業界全体として取り組みのレベルアップを図ることで、今般のような事案を二度と発生させることなく、電気事業の適切な競争の確保や、社会の皆さまからの信頼の確保に努めてまいります。

なお、資料の10ページ目に再エネ業務管理システムの運用のあり方につきまして、今後の検討の方向性をご提示いただいておりますけれども、見直しに当たりましては、私ども、買取事業者の実情を踏まえていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。私から以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、続いて送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。一般送配電事業者に付与された再エネ業務管理システムのID・パスワードの管理の不徹底により発生した本事案に対し、改めて深くおわび申し上げます。現在、一般送配電事業者各社は、電気事業における中立性を確保し、適切な再発防止措置を講じるべく、8ページに記載の情報管理等に関する具体的な課題の解消に向けて、既にIDやパスワードの管理体制の整備を行うとともに、適宜社内マニュアルの見直しを行うなど、継続して改善に向けた取り組みを進めております。

また、弊会としましては、本事案を含め、送配電業界内で法令等遵守の徹底に向けて取り組みを推進するため、設置した送配電コンプライアンス委員会において、外部有識者のご知見もいただきながら、一送各社の再発防止策や好事例の共用を図り、さらなる改善に努めております。

送配電業界大でこうした取り組みを着実に進め、実行性をより高めていくことで、法令等遵守を徹底し、社会の皆さまからの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は東京電力パワーグリッドの岡本オブザーバー、どうぞ。

○岡本オブザーバー

東京電力パワーグリッドの岡本でございます。ご説明ありがとうございました。本案件につきましては、弊社の中でも大変不適切な事例が発生しておりまして、誠に申し訳ありません。改めておわび申し上げます。今ご説明にもあったと思うんですけども、この事案というのが結局、こういったことが日常当たり前のように行われてしまうということで、電気事業そのものに対する不信を招いているというふうに私どもは厳しく認識しています。

何と言っても、これは情報管理ということもありますけれども、それ以上に内部統制、コンプライアンス、あるいは内部統制の仕組みそのものをしっかり見直していかないといけないのではないかと、これは送配電網協議会さん等も含めて、私どもも個社としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております、内部統制の委員会も、社外の有識者の方を入れて設立しまして、しっかり進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

あと、テクニカルなことになりますけれども、IDの問題、パスワードの問題というところがありまして、こちらについては、いずれは個人の、個別の認証ということをしっかりやった上で、その個人が持っている権限に基づいて、アプリケーションを通してデータにアクセスするということを徹底していかないと、結局こういったような貸し借りといったようなことにつながっていく面もあるのかなというふうに思っております。そのあたり、特にデジタルですとか、あるいはIDですとかに詳しい社外の方にも話を伺っておりますので、ぜひそういった方々のご意見も聴きながら進めていただければと思います。私から以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。他はよろしいでしょうかね。

それでは、事務局からコメントがあればお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。まず、改めまして、再発防止を含めまして、経済産業省といたしましても厳格な対応をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。また、経済産業省保有システムの問題もございますので、本委員会での本日のご指摘、また外部の有識者、システム関係者の方々を含めたところでもしっかりと本日のご指摘、ご議論というところを反映した形のご議論を展開していきたいと考えてございます。

その上で、本日ご指摘いただきました点につきまして、現時点でお答えできるものについて幾つか回答させていただきたいと思っております。

まず、各委員から、まず脇をしっかりと締めてというところにつきましては、これは先ほど申したとおり、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。その上で、五十嵐委員から、今、足元でやっております暫定的な緊急避難的な対応について問題はないのかということですが、これは各社さんから、その日ごとに業務に携わる方々の利用者の方々をご提示いただいて、その方々に対して個別にID付与をするという形でございますので、非常に各社さん、またわれわれにおきましても、一定の工数はかかってきておりま

す。

そうした面で、何とか支障はない形で業務はやりくりできていますけれども、持続可能性があるのかという点につきましては、持続可能性という観点ではシステム全体の抜本的な見直しというところが必要じゃないかなと思ってございます。従って、本日いただいたさまざまなご指摘を踏まえながら、早急に考えていきたいと思ってございます。

今後のスケジュールといったご指摘もいただきましたが、これは圓尾委員からもご指摘いただいたとおりで、時間軸を考えて対応していく必要があるのかなということでございます。まず足元の適切な対応というところから申せば、再発防止というところ、情報の漏洩がないような形のシステムということ、堅牢なシステムをつくっていくということが大前提だと思っていますが、それは早急に行う必要があると考えてございます。

その他、本日各委員から、複数の委員からご指摘いただきましたイコールフットィングを見る中で、情報の共有のあり方というところ、効率的な観点というところもしっかりとシステムの見直しの中でやっていくべきだといったご指摘もたくさんいただいております。

こうしたところも、２段階というか、圓尾委員のお言葉をお借りすれば、２段階目というところになりますけれども、こうした多段階でのアプローチというところを、時間軸を考えながらしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

特にイコールフットィングという観点からは、本当に複数の委員からもご指摘いただいたとおりで、大橋委員をはじめとして秋元委員もそうでございますし、松村委員も小野委員も高村委員も言っていておまして、また萩本委員からは、こうした点を含めて、むしろシステムの改善をしていくチャンスだといったご指摘もいただいております。

また江崎委員からは、似たようなシステムも、役所が所管するシステム、管理するシステムがあるんじゃないかということで、他のシステムへの模範になるような形でのしっかりと見直しというところを徹底してほしいといったご指摘だと思いますので、われわれは、今回システムの見直しにつきましても、しっかりと取り組んだ上で、かつ、まず情報漏洩なり、適切な管理をした上ではございますけれども、業務効率化、もしくはイコールフットィングというところの観点からも、しっかりとアプローチができるような、本日のご指摘を踏まえた検討というところにもしっかりとそのスコープを広げながら検討してまいりたいと考えてございます。

最後になりますけれども、長山委員、松村委員から、人事交流のお話をご指摘いただいております。この点につきましては、電力小委など関係するところでの論点にもつながってくると思いますので、適切な報告、もしくは論点の共有といったところをしっかりと図ってまいりたいと考えてございます。事務局では現時点では以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。皆様のご意見を伺うと、今回の問題は非常に大きいということだと思います。そして、厳正な処置をとということだというふうに思っています。

不正閲覧事案ということは、一つは情報の問題、情報を適切に管理できるかどうかということと、それから競争確保という問題からも、非常に大きな問題を含んでいるというのが皆さんの共通した認識で、私もそのように思っております。その意味では、中立性とか信頼性とかというものに大変疑念を抱かせるということでもありますので、この辺は、皆さんもおっしゃるとおりで、大変残念なことだというふうに思っております。

従いまして、実態把握、それから各委員からご指摘を踏まえた上で、今、事務局からも、非常に適切に、こういうふうに対応するというお答えをいただきましたが、そういうような形で、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者におけるその再発防止を含めて、厳格な対応というようなことを取っていく必要があるというふうに感じております。

それから、これは経済産業省のほうで管理する再エネ業務の管理システムがあるわけで、これも思い直す必要があるということだと思います。そういうご意見もたくさんありましたし、具体的にリストも全体を見直すに当たって、いろいろなご指摘をいただいたんですが、これも今、事務局のほうでまとめていただいたので、繰り返しませんが、イコールフットィングの問題とか、それからシステム全体とコストをいかに下げていくかという問題も実はその裏にはあるということだと思いますけれども、こういった点を踏まえながら、解消に向けてスピーディーに措置を講じていただきたいというふうに思っております。

今回の問題は非常に大きいので、あえて私のほうから以上のような意見を申し上げたところでございます。

それでは、議論は以上ということになろうかというふうに思いますけど、次回の予定等について事務局から何かあればお願いいたします。

3. 閉会

○事務局

ありがとうございます。本日も年度末の大変お忙しい中、開催させていただきまして、ありがとうございました。次回の委員会につきましては、日程が決まり次第、2023 年度になると思いますが、経済産業省ホームページで、また日程につきましてはご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきますが、皆さんには非常に効率的なご議論にご協力いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。